

様式第1号（第4条関係）

豊根村本人通知制度登録（新規・更新）申請書

（あて先）豊根村長

豊根村住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定により、
次のとおり登録を申請します。

年 月 日

窓口に来られた方	区 分	☐ 本人 ☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人 ☐ その他の代理人		
	フリガナ			明治・大正・昭和・平成・令和
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒		
	連絡先 (電話番号)	〔 ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ その他〕		
登録者 (登録を希望する方)	☐ 窓口に来られた方と同じ			
	フリガナ			明治・大正・昭和・平成・令和
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒		
	連絡先 (電話番号)	〔 ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ その他〕		
通知対象住所	☐ 現在住民登録をしている住所			
	☐ 村外に転出する前に住民登録していた住所・世帯主 豊根村 ()			
通知対象戸籍	☐ 現在の本籍・筆頭者 豊根村 ()		筆頭者	
	☐ 村外に転籍等をする前の本籍・筆頭者 豊根村 ()		筆頭者	
☐ 通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。				

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にレ点をつけてください。
2 申請の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
(1)窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバーカード等）
(2)法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
(3)その他の代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状）

※村担当者記入欄（次の欄は、記入しないでください。）

登録日	年 月 日	～	期間満了日	年 月 日		
受付	権限確認	本人確認書類	名簿	住基	戸籍	備考
	☐ 委任状 ☐ 戸籍謄抄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 個人番号カード ☐ その他 ()		☐ 現在 ☐ 除票	☐ 現在 ☐ 除籍 ☐ 平改 ☐ 昭改 ☐ 除謄	☐ FAX ☐ 入力確認

(裏)

豊根村住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、この申請書により豊根村に事前に登録された方(以下「登録者」という)に係る住民票の写し等(※1)を、代理人を含む第三者(※2)に交付した場合に、その事実について通知する制度です。

なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。(同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。)

(※1) 住民票の写し等とは、住民票の写し(本籍・国籍の記載されているものに限る。除票の写しを含む。)、住民票に記載した事項に関する証明書(本籍・国籍の記載されているものに限る。)、戸籍の附票の写し(磁気ディスクをもって調製された除票の写しを含む。)、戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本を含む。)、戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面をいいます。

(※2) 第三者とは、本人等の代理人及び住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。
- 2 通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付部数、④交付請求者の種別の4事項です。

④交付請求者の種別は「代理人」「第三者(個人)」「第三者(法人)」「第三者(八業士)」の4種類です。なお、交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 3 登録等の申請受付は、住民課で行っています(閉庁日を除く月曜日～金曜日の8:30～17:15)。登録日以降の交付請求が通知の対象となります。
- 4 代理人による申請には、次の書類の提示又は提出が必要です。

(1) 法定代理人の場合 戸籍謄本、登記事項証明書等その資格を証明する書類。ただし、本村に備付けの公簿等により判明する場合は、省略することができます。

(2) 法定代理人以外の代理人の場合 委任状
- 5 郵送による登録等の申請は次のいずれかの場合に限り、住民課で受付します。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により窓口で申請することが困難な場合

(2) 他の市区町村に居住している場合
- 6 登録期間は、登録日から3年です。登録期間満了日を経過し、かつ更新の申請が無い場合は、自動的に登録が廃止となります。なお、更新の申請は、登録期間満了日1ヶ月前から受付ができます。(登録期間満了に関する連絡は行ないません。)
- 7 婚姻、離婚、転居等により、登録事項(氏名・本籍・住所)に変更が生じたときは届出が必要です。変更の届出がない場合、変更後の住民票や戸籍は通知の対象となりません。登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。また、登録期間満了日前に登録の廃止をするときも届出が必要です。

なお、登録者が死亡、失踪宣告、居所不明等により住民票等が削除されたとき又は対象となる証明書が豊根村に存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は、登録を廃止します。
- 8 転出先の市区町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続を行ってください。

なお、本人通知制度を実施していない市区町村もありますので、転出先の市区町村にご確認ください。
- 9 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、ご了承ください。
- 10 本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申請をしてください。